

## 〔歩行者と自転車のまちを考える会〕 規約

平成27年10月1日改正

### 第1条（名称）

この会は、歩行者と自転車のまちを考える会、という。

### 第2条（事務所）

この会は、事務所を神奈川県逗子市に置く。

### 第3条（目的）

逗子市総合計画にある〔歩行者と自転車を優先するまち〕を推進するため、まちづくりの計画提案と実現を目的とする。

### 第4条（活動）

目的に賛同する市民および市民グループや団体、事業者などが連携交流し、〔歩行者と自転車優先のまち〕というビジョンを市全体に啓蒙する活動を行い、その合意形成を図る。

また、行政とも協働し逗子市総合計画実施計画重点プロジェクト〔歩行者と自転車を優先するまちづくり推進事業〕を支援する。

### 第5条（事業）

本会は第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 交流促進事業
- (2) 普及啓発事業
- (3) 調査研究事業
- (4) その他、目的達成に必要な事業

### 第6条（会員）

会員は、会の目的に賛同して入会した逗子市および周辺市町に居住または勤める者、および関係する事業者・団体とする。

### 第7条（入会）

会員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により申し込むものとし、会はその者が前条に掲げる条件に適合するときは、入会を認めるものとする。

### 第8条（会費）

会員は、会が必要と定めた年会費を納入するものとする。

### 第9条（退会）

会員は、別に定める退会届を会に提出して、任意に退会することができる。

### 第10条（会員資格の喪失）

会員が、次の各号に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名となったとき

### 第11条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、これを除名することができる。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) 会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

2 除名された会員は、除名後3年を経過するまでは会員に復帰することはできない。

第12条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第13条（役員）

この会に次の役員を置く。

・会長 1名      ・副会長 1名      ・幹事 5人以内      ・監事 1名

2 総会で幹事を選出する。幹事は幹事会を構成する。幹事の中から会長を互選によって選定し、副会長は幹事の中から会長が任命する。

3 幹事会で、本会の運営方針を決定する。幹事会は会長が召集する。

4 役員任期は、2年とする。ただし、補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

第14条（職務）

会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。

3 幹事は、会長とともに幹事会を構成し、会務を審議する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

第15条（委員会等）

この会は、活動推進のために運営委員会または企画委員会等の推進組織を置くことができる。

2 委員会等に関する規定は、幹事会の議決を経て会長が別に定める。

第16条（総会）

本会は、年に1度総会を開く。総会の決議は多数決をもって決する。総会では次のことを決定する。

- (1) 規約の承認、変更
- (2) 役員を選任
- (3) 予算決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) その他、幹事会で総会の決議が必要と認めた事項

第17条（報告）

本会の会員は、運営状況等について定期的に情報交換することとし、電子メール等で所定の項目について報告し合うこととする。

第18条（会計）

本会の会計は会費、助成金、協賛金、その他をもって充てる。

第19条（会計年度）

会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

第20条（会則の改正）

本会則の改正は幹事会の発意により、総会での承認によるものとする。

\*附則\*\*\*\*\*

第13条に定める役員について

会 長    三浦 清洋    副会長    川島 直子  
 幹 事    谷 守弘    白川 雄一    赤木祐子  
 監 事    互井 稔

第8条に定める会費について

<年会費>	正会員	無料
	団体会員	10,000円
	賛助会員	1口 5,000円

